

平成18年度浄化槽推進関係予算の概算要求について

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進 18,929百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

浄化槽整備費補助金 10,429百万円

廃棄物処理施設整備費に浄化槽の整備に要する予算を計上。

循環型社会形成推進交付金 8,500百万円

循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成17年度 予 算 額	平成18年度 予算額(案)	対前年度比 %
浄化槽整備事業 総 額	(19,857) 18,929	(19,774) 18,929	(99.6) 100.0
浄化槽整備費補助金	(15,929) 15,929	(10,429) 10,429	(65.5) 65.5
循環型社会形成推進交付金	(3,928) 3,000	(9,345) 8,500	(237.9) 283.3

上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

上記のほか、内閣府に汚水処理施設整備交付金を計上

57,036百万円の内数

- ・57,036百万円の内訳は未定(平成17年度は75億円)
- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2 . 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費の助成対象化

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽を設置する際に、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合にその撤去費用を助成対象とする。

湖沼対策等の充実

ア．支援措置の拡充

湖沼法の指定地域における高度処理浄化槽の整備を促進するため、当該地域の国庫助成を拡充する。

イ．浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の要件緩和地域への追加

湖沼法の指定地域及び第6次水質総量規制の対象地域を市町村設置型の整備戸数の要件緩和地域（年間10戸）に追加する。

浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成対象の拡大

浄化槽の性能の向上や社会生活の変化に対応し、個人設置型における助成対象について、設置費用の4割から5割に拡大する。

3 . 浄化槽整備のための支援強化

浄化槽整備推進事業の推進

100百万円

浄化槽整備の促進に資するよう、経済性・効率性に優れた浄化槽整備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、タウンミーティング等の普及啓発事業を引き続き実施する。

生活排水対策に関するタウンミーティングの開催
市町村長を対象としたトップセミナーの実施
維持管理に関する啓発普及

4 . 浄化槽の効率的な維持管理の推進

効率的・効果的な法定検査の実施手法等に関する検討調査の実施

10百万円

法定検査の受検率向上に資するために効率的・効果的な実施手法を検討する。